

2023 年 2 月 1 日

都道府県ライフセービング協会
加盟ライフセービングクラブ
ライフセーバー各位

JLA 倫理委員会
JLA 調査審議室

暴力行為・ハラスメント等の根絶に向けたガイドライン

スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっていることを受け、国内スポーツ団体においては、スポーツの意義や価値を再確認するとともに、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明されています。

日本ライフセービング協会（JLA）においても、「教育」「救命」「スポーツ」「環境」「福祉」の領域で人間を救う、守ることを根底におくことをテーマとしており、いかなる暴力行為・ハラスメントも、その理念に反するものであることから、スポーツ団体と同様に、ライフセービングに関わる全ての活動においてあらゆる暴力行為・ハラスメントを根絶していくことを宣言いたします。

つきましては、ガイドライン遵守を前提とし、協会やクラブ、個人での理解促進を図り、ライフセービングに関する日頃の活動に努めていただきますようお願いいたします。

◎このガイドラインの目的

1. あらゆる暴力行為・ハラスメントの根絶は、JLA の理念と目的のために不可欠である。「水辺の事故ゼロをめざして、安全知識と技能を広めながら、誰もが安全に楽しめる社会へ」という生命教育を掲げる団体として、全ての活動においてあらゆる暴力行為・ハラスメントを根絶していく。

2. 本協会の活動理念である JLA ヒューマンチェーンにある「教育」「救命」「スポーツ」「環境」「福祉」の領域での人間を救う、守ることを根底におくことテーマとしており、いかなる暴力行為・ハラスメントも、その理念に反するものである。

3. このガイドラインは、本協会に登録する全てのライフセーバー及び関係者が、暴力行為・ハラスメント等の倫理に反する行為を行うことや、それら行為により被害を受けることの防止を目的とするものである。

4. どんな人も尊いものとして考えて、相互関係性による生命の育みあうことで、自らの品位を保持していくものである。教育や救命、スポーツといった多面的な機能と価値を持つ本協会に登録する全てのライフセーバー及び関係者各人がこのことを十分に理解することが、暴力行為・ハラスメント等の倫理に反する行為を防止する上でもっとも重要なことである。

※暴力行為とは

直接的暴力・暴言・脅迫・威圧・侮辱等により、相手を精神的・身体的に傷つけること。

※ハラスメントとは

相手の意に反する行為によって相手を不快にさせたり、人間としての尊厳を傷つけたりする行為のこと。

例) パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシャルハラスメントなど

◎暴力行為をなくすために

- (1) このガイドラインにおいて、暴力行為とは、直接的暴力・暴言・脅迫・威圧・侮辱等により、相手を精神的・身体的に傷つけることをいう。
- (2) 本協会のライフセーバーおよび活動に関わる者は、暴力行為をなくすために、立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、以下の事項を十分に理解・認識しなければならない。
 - ① 相手が自分の意に沿わない言動をとったときに、暴力行為に頼っても、何ら問題を解決できるものではないこと。
 - ② 組織の運営または指導の際に意見の相違が生じた場合は、互いに話し合い、必要に応じて第三者の意見を聴き、相互理解に努めることが重要であること。
 - ③ 暴力行為には、肉体的な暴力だけでなく、暴言・脅迫・威圧・侮辱等により相手を精神的に傷つけること（人格を否定するような言動や、存在を無視するような態度）も含まれること。
 - ④ 言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、親しみを表すつもりの言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を傷つけてしまう場合があること。
 - ⑤ 暴力行為を受けた者は、指導者・先輩・同輩等との人間関係を考えて拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと。特に、指導者と競技者との間では明確な意思表示がされにくい構造にあることは、ハラスメントの場合と同様である。

◎ハラスメントをなくすために

このガイドラインにおいて、ハラスメントとは、相手を不快にさせる性的や威圧的な言動により、本協会の活動に携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させることをいう。

本協会のライフセーバーや関係者は、自らがハラスメントを行うことがないよう、指導者か競技者か等の立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、以下の事項を十分に理解・認識しなければならない。

- (1) ハラスメントに当たるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、相手が不快に感じているか否かが基準となるものであること。
- (2) 言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、親しみを表すつもりの言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
- (3) 「この程度のことは相手も許容するだろう」とか「相手との良好な人間関係や信頼関係ができているから大丈夫」といった勝手な思いこみをしてはならないこと。
- (4) 指導や体調管理等の目的で相手の身体に触れるときは、本人の了解を得るとともに、できる限り、着衣の上から触れ、また第三者の同席を求めるなどして、誤解を与えぬよう配慮すること。
- (5) 相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返してはならないこと。
- (6) ハラスメントを受けた者は、指導者・先輩・同輩・世話人等との人間関係を考えて拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと。
- (7) ハラスメントに対する相手の対応により、指導・伝達・コミュニケーションのあり方や人選の選考等にあたって相手に不利益を与える扱いは、決してしてはならないこと。
- (8) 性的なハラスメントは、男性が被害者となる場合もあるし、男女間だけでなく、同性間で起こる場合もあること。たとえば、性的な事柄に関する冷やかし・からかい、いじめの問題であるとともに、ハラスメントの問題でもあること。

- (9) 本協会の活動に携わっている時間中のハラスメントに注意するだけでは不十分であり、たとえば、活動終了後の飲食の場等におけるハラスメントにも十分注意すること。

ハラスメントを受けた者は、その被害を深刻なものにしないために、一人で我慢しているだけでは問題は解決しないことを認識し、以下の行動をとるよう努めることが望まれる。

- (1) ハラスメントに対しては、勇気を持って毅然とした態度をとり明確に拒絶の意思表示をすること。
- (2) 同僚や友人など、身近な信頼できる人に相談すること。
- (3) 所属クラブや、本協会の相談窓口への相談も考えること。

他人がハラスメントを行い、またはハラスメントの被害を受けていることを知った者は、見て見ぬふりをすることなく、ハラスメントを行っている者に対してハラスメントをやめるよう忠告するなど、勇気を持って具体的行動に出ることが望まれる。周囲の者の沈黙は、ハラスメント被害をより深刻なものとするのが理解されなければならない。

◎社会の良き模範となるために「ライフセーバーシップ」

本協会のライフセーバーおよび活動に関わる者は、ハラスメント・暴力行為の防止に努めるほか、常に以下の事項を意識し、ライフセーバーが青少年の希望であり憧れの対象として、また本協会の活動に携わる者が社会の範として信頼され続けるよう、努めるものとする。

- (1) 常に品位を保持し、公共の場における態度・言動・服装に注意を払うこと。
- (2) 人種・国籍・性別・障害の有無等の違いによる理由のない差別をすることなく、平等の精神を持ち、他者の人格を尊重すること。
- (3) 他者のプライバシーを尊重すること。たとえば、競技場の内外における盗撮行為は、他者のプライバシーを侵害し、セクシャルハラスメントにも該当するので、厳に禁じられる。
- (4) スポーツマンシップとシーマンシップの精神を重んじ、ドーピングや、登録・大会参加申込み等に際しての虚偽申請といった不正行為は、絶対に行わないこと。
- (5) 法律や条例等の法規範を遵守し、違法行為をしないこと。特に、大麻等の薬物使用や性犯罪行為は絶対にあってはならない。

◎暴力行為・ハラスメント等に関する相談への対応

- (1) 日本ライフセービング協会は、暴力・ハラスメント等に関する相談窓口を設置する。
- (2) 都道府県ライフセービング協会ならびに加盟クラブは、それぞれ暴力行為・ハラスメント等について相談を受ける体制を整備するとともに、互いに連絡を密にする。
- (3) 暴力行為・ハラスメント等に関する情報は、名誉やプライバシーを侵害することとなる可能性があるため、その取扱いには十分注意する。

以上



水辺の事故ゼロをめざして
日本ライフセービング協会